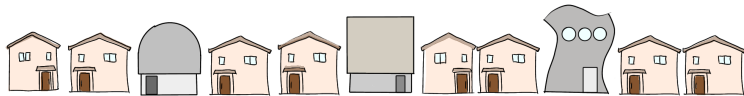


環境建設常任委員会



委員長	池辺	己実夫
副委員長	加藤	政之
	石原	幸雄
	柳井	哲也
	小松崎	伸
	塚原	正彦
	伊藤	知子

環境建設常任委員会で審議するテーマ

建設部

都市計画

空家対策

建築住宅

道路整備

下水道

環境経済部

環境政策

廃棄物対策

農業政策

商工観光

下水道の役割と経営原則

①下水道の4つの役割

「この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」（下水道法第1条）



国土交通省 国土水産省 国土政策局 国土政策課 国土政策部

②下水道事業の経営の基本的な考え方

下水道は、市が使用料を徴収して運営する公営企業

経営の原則

受益者負担の原則
独立採算制による事業運営

◆雨水公費、污水私費の原則◆

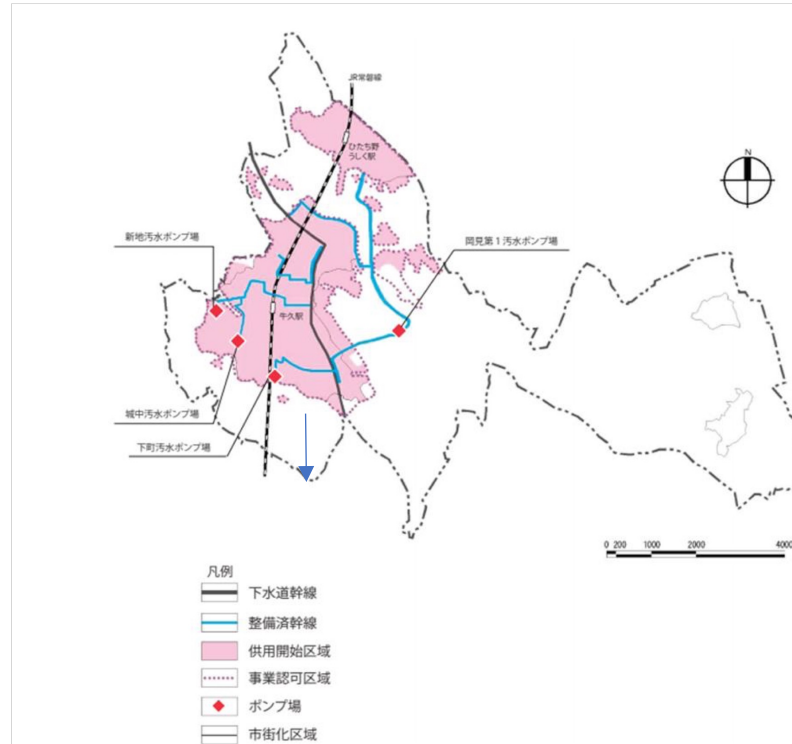
雨水処理（浸水防除）	污水（生活排水）
公費（税金）負担	私費（使用料）負担

牛久市の下水道経営

①牛久市の下水道事業の概要

表 2-1 事業の現況 (令和4年3月末時点)

供 用 開 始 年 月 日	昭和51年2月9日
法適(全部・財務)・非適の区分	法適(財務)
行 政 区 域 内 人 口	84,478人
現 在 処 理 区 域 内 人 口	74,494人
水 洗 化 人 口	73,039人
全 体 計 画 面 積	2,281ha
現 在 処 理 区 域 面 積	1,138ha
処 理 区 域 内 人 口 密 度 (現在処理区域内人口/現在処理区域面積)	65.46人/ha
普 及 率 (現在処理区域内人口/行政区内人口)	88.18%
水 洗 化 率 (水洗化人口/現在処理区域内人口)	98.05%
流域下水道等への接続の有無	霞ヶ浦常南流域関連公共下水道へ接続
処 理 区 数	1処理区
処 理 場 数	流域関連公共下水道事業のため該当なし
広域化・共同化・最適化実施状況	・事業当初より広域化を実施 ・料金徴収業務において共同化を実施



②牛久市の下水道事業の経営課題

下水道施設の老朽化
による更新・改築

維持・更新費用増加

+

人口減少・高齢化

料金収入の減少

+

一般財源から補填21.3%

指標	R2値
① 総収支比率(総収益/総費用×100)	100.2%
② 経常収支比率(経常収益/経常費用×100)	102.1%
③ 流動比率(流動資産/流動負債×100)	58.7%
④ 経費回収率(下水道使用料/汚水処理費 ※公費負担分除く×100)	78.7%
⑤ 汚水処理原価(汚水処理費 ※公費負担分除く/年間有収水量)	142.06円

+

令和6年から10年の資金不足予想

下水道使用料対象経費
50億8.900万円

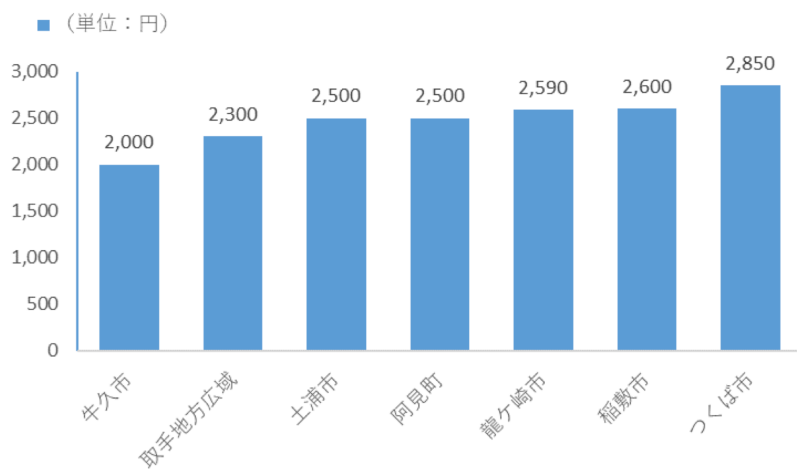
不足分11億6,600万円

下水道使用料
39億2.300万円

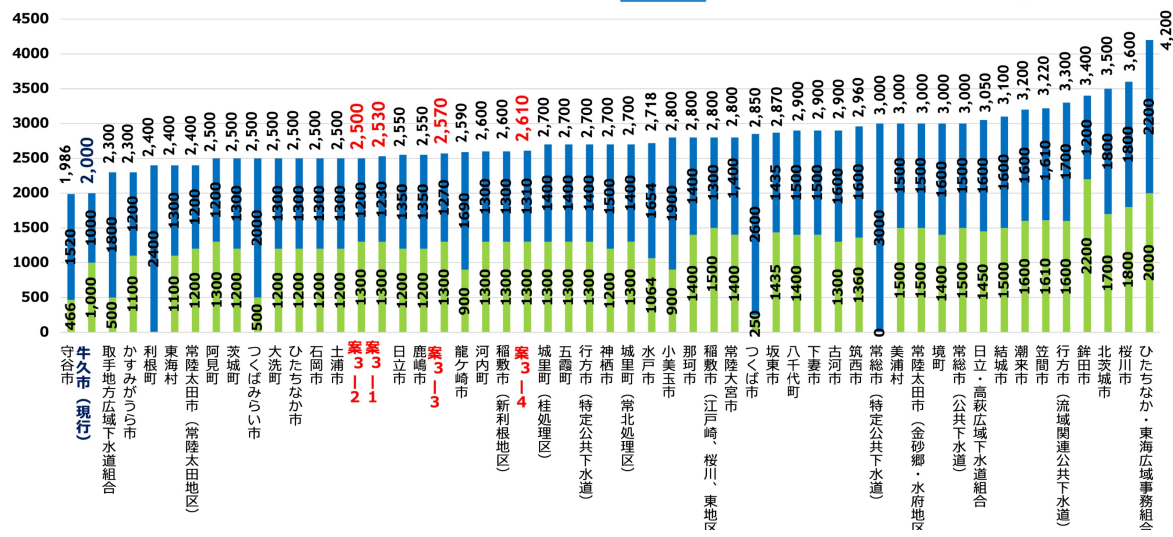
令和6年4月下水道使用料の改定料金

健全な事業運営と長期的に安定したサービスを提供するため、下水道の使用料の値上げが必要と判断し条例の改正を可決しました。

区分	水量	改定前	改定後	改定額
基本料金	10m³まで	1,000円	1,300円	300円
超過料金 (1m³につき)	10m³を超え 20m³まで	100円	127円	27円
	20m³を超え 30m³まで		140円	40円
	30m³を超え 50m³まで	120円	153円	33円
	50m³を超え 100m³まで	140円	166円	26円
	100m³を超え 200m³まで	160円	181円	21円
	200m³を超えるもの		196円	36円



2-2 各案と近隣市町村との比較 ■ : 基本料金 ■ : 従量料金 茨城県平均値 : 2,786円



太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

自然エネルギー
への注目が高まる

日あたりのよい
立地であれば
場所を選ばない

土地を大面積に
わたっておおう

【太陽光発電導入要因】

大規模未利用地
への立地
・埋立地、干拓地
・工業団地
・ゴルフ場跡地
・耕作放棄地など

傾斜地、樹木地など
への立地
・南向き斜面の山林

【事業立地の状況】

太陽光パネル

樹木の伐採

土地の造成

【おもな影響要因】

廃棄物

動植物
生態系

景観

生活環境

水

地形
地質

【環境ダメージ】

太陽光発電の設を規制する
独自の条例がある県内の市町村

笠間市 つくば市 石岡市 龍ヶ崎市
土浦市 古河市 結城市 北茨城市
常陸太田市 守谷市 境町
かすみがうら市 五霞町 東海村
桜川市 下妻市 日立市 大子町
八千代町 坂東市 筑西市

発電事業者の皆様へ、宮城県から大切なお知らせです

太陽光発電施設の 設置等に関する条例 を策定しました



令和4年10月1日から、県内に太陽光発電施設^{※1}を
設置する場合は「届出が必要になります」。

また、設置規制区域内^{※2}への太陽光発電施設の設置は
原則として「禁止」します。



※1 出力50kW以上の太陽光発電施設（設置規制対象施設）※2 既に設置済みの太陽光発電施設についても届出規制の対象となる場合があります